



社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング あおぞらLetter

〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 花村

厚生労働省 ～労働基準関係情報メール窓口を開設～

厚生労働省は長時間労働やサービス残業等の労働基準法等に関する問題を、電子メールで受け付ける窓口を開設しました。これまで、労働基準法等の違反に関する問題は、労働基準監督署や都道府県労働局での電話や面談によって受け付けていましたが、加えて、メールによる通報も可能になりました。



「労働基準情報メール窓口」の設置

(厚生労働省HP内)

- 労働者やその家族から、会社の労働基準法等に関する問題について情報提供を受け付ける
……平成23年11月1日開始

●情報メール窓口の特徴●

1. 匿名による送信が可能
2. 個別の相談には応じない
3. 受け付ける内容は以下に限定される
 - ・労働基準法
 - ・最低賃金法
 - ・労働安全衛生法
 - ・作業環境測定法
 - ・賃金の支払の確保等に関する法律
 - ・家内労働法
 - ・じん肺法



寄せられた情報は職場管轄の労働基準監督署へ提供する

情報をもとに監督・指導を行っていく方針

メール活用し監督へ

厚生労働省が
実績評価
基準行政効率化めざす

厚生労働省は、労働条件の確保・改善に関する政策の平成22年度実績評価結果をまとめた。労働基準監督署による計画的・機動的な監督指導を実施しているものの、依然として申告・相談件数が多いため、メールなどを使った新たな手法による効率的行政運営に努めるとしている。

労基署では、膨大な事業場の中から、前年までの監督実績などに基づき計画的に監督対象事業場を選択し、労働基準関係法令違反が認められた場合は、確実に是正するよう指導している。しかし、厳しい経済情勢の影響もあって、依然として雇止め・解雇などに関する申告・相談件数がめだつて

が実態だ。このため、労働条件の改善が遅れている小規模の小売業・飲食店などに対し、法令の丁寧な説明会を開催した後に、個別指導を行うという22年度から着手した手法を引き続き展開するとともに、新たにメールを活用した監督対象事業場の把握を進めて、一層効果的・効率的な行政運営を図っていく方針である。

出典：労働新聞（11月7日 第2847号）

- ・匿名かつメールで通報できるという手軽さから通報が増える可能性も考えられます。トラブルが起きないように、日ごろの労務管理が大切です。



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277